

法人市民税のしおり

令和 元年 7月16日改訂

大館市役所税務課市民税係

法人市民税とは

市内に事務所や事業所、寮等を有する法人や人格のない社団などに対して課税される市民税をいいます。

法人市民税の税額は、「均等割額」と「法人税割額」との合計で算出します。

均等割額	資本金等の額と従業者数を基準として算出します。
法人税割額	法人税額または個別帰属法人税額を課税標準として、これに税率をかけて算出します。

法人の種類

法人市民税の対象となる法人は次のように区分されます。

公 共 法 人	法人税法第 2 条第 5 号または地方税法第 296 条第 1 項第 1 号に規定する法人をいい、国、地方公共団体、国立大学法人、日本政策金融公庫、土地改良区等が該当します。
公益法人等	地方税法第 294 条第 7 項に規定する法人をいい、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、労働組合等が該当します。 また、認可地縁団体（町内会等）や政党、特定非営利活動法人（NPO 法人）も公益法人等に含めます。 ※平成 20 年 12 月 1 日より公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人)、一般財団法人(非営利型法人)が追加されます。
協同組合等	法人税法第 2 条第 7 号に規定する法人をいい、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、森林組合等が該当します。
人格のない 社団・財団	法人登記をしていない社団・財団で、代表者又は管理人の定めのあるものをいい、同窓会、同業者団体、青色申告会等が該当します。
法人課税信託 の受託者	法人税法第 2 条第 29 の 2 号に規定する信託の引き受けを行う法人または個人をいいます。
普 通 法 人	上記以外の法人をいい、株式会社（有限会社を含む）、合同会社、合名会社、合資会社、医療法人、相互会社、協業組合等が該当します。 ※平成 20 年 12 月 1 日より一般社団法人(非営利型法人を除く)および一般財団法人(非営利型法人を除く)が追加されます。

法人市民税の納税義務者

法人市民税は法人の種類や事業所、収益事業の有無により課税・非課税の取り扱いが次のように定められています。

				均等割額	法人税割額
普通法人および協同組合			事業所あり	課税	課税
			寮等のみ	課税	非課税
公共法人	地方税法第 296 条第 1 項第 1 号該当 (国・地方公共団体・土地改良区等)		事業所あり	非課税	非課税
			寮等のみ	非課税	非課税
	上記以外 (日本政策金融公庫・日本放送協会等)		事業所あり	課税	非課税
			寮等のみ	課税	非課税
公益法人等	地方税法第 296 条第 1 項第 2 号該当 (社会福祉法人・宗教法人・学校法人・政党等)	収益事業あり	事業所あり	課税	課税
			寮等のみ	課税	非課税
		収益事業なし	事業所あり	非課税	非課税
			寮等のみ	非課税	非課税
	上記以外 (商工会、商工会議所、町内会、NPO法人等)	収益事業あり	事業所あり	課税	課税
			寮等のみ	課税	非課税
		収益事業なし	事業所あり	課税	非課税
			寮等のみ	課税	非課税
人格のない社団・財団		収益事業あり	事業所あり	課税	課税
			寮等のみ	課税	非課税
		収益事業なし	事業所あり	非課税	非課税
			寮等のみ	非課税	非課税
法人課税信託の受託者				非課税	課税

※用語の意味

事業所・・・事業の必要から設けられた人的設備および物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

寮等のみ・・・市内に従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設（宿泊所、保養所等）を有しているが、上記の事業所を有していない場合をいいます。

収益事業・・・法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して営まれるものをいいます。

※社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人については、収益事業による所得の90%が本来の事業目的に充てられているものは、収益事業の範囲に含めないものとします。

法人市民税額の算出方法と大館市の税率

法人市民税額は均等割額と法人税割額の合計額によって算出します。

均等割額・・・下表の区分に応じて均等割額を大館市内に事業所を有していた月数で月割計算して算出します。

区 分	均等割額(年額)
- 公共法人及び公益法人(収益事業を行う法人税法別表第二に規定する独立行政法人を除く)のうち非課税でないもの - 人格のない社団等(収益事業を行うものに限る) - 一般社団法人(非営利型法人除く)および一般財団法人(非営利型法人除く) (H20.12.1 より) - 資本金または出資金の額を有しない法人(相互会社および上記3つを除く)	60,000 円
・ 資本金等の額が1000万円以下で、従業者数が50人以下のもの	60,000 円
・ 資本金等の額が1000万円以下で、従業者数が50人を超えるもの	144,000 円
・ 資本金等の額が1000万円を超え1億円以下で、従業者数が50人以下であるもの	156,000 円
・ 資本金等の額が1000万円を超え1億円以下で、従業者数が50人を超えるもの	180,000 円
・ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業者数が50人以下であるもの	192,000 円
・ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業者数が50人を超えるもの	480,000 円
・ 資本金等の額が10億円を超え、従業員数が50人以下であるもの	492,000 円
・ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000 円
・ 資本金等の額が50億円を超え、従業者数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000 円

○資本金等の額

法人税法第2条第16条に規定する資本金の額または同条第17条の2に規定する連結個別資本金の等の額

〈平成27年4月1日から始まる事業年度〉

次の①、②いずれか大きいほうの金額が、税率区分の基準となります。

- ① 資本金等の額に無償増資及び無償減資等による欠損補填の額を加減算した金額
- ② 資本金の額及び資本準備金の額の合計額

均等割額(年額) × (事業所を有していた月数 / 12) = 均等割額

1月に満たない場合は1月とする
1月以上で生じた端数は切捨て

法人税割額・・・法人税額を元に算出されます。

法人税額 / 分割従業者数計 × 大館市の分割基準とされる従業者数
(千円未満切捨て) (1人未満の端数切上げ)

= 課税標準額 (千円未満切捨て)

課税標準額 × 税率 (※) = 法人税割額 (百円未満切捨て)

※税率

平成26年 9月30日以前に開始する事業年度分…… 14.7%

平成26年10月 1日～令和元年 9月30日に

開始する事業年度分 …… 12.1%

令和 元年10月 1日以後に開始する事業年度分…… 8.4%

法人市民税額

均等割額 + 法人税割額 = 法人市民税額

●従業者数について

その法人から給与（俸給、給与、賃金、手当、賞与等）の支払いを受ける者の数をいいます。あくまでも給与の支払いの有無で判断しますので、アルバイト、パート、日雇者も従業者数に含めます。

なお、俸給、給与もしくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支払を受けることとされる役員は、均等割の従業者数に含められます。給与の性格を有するものの支払いを受けない役員は、均等割の人的設備とはなっても、ここでいう従業者には含まれません。

※均等割額と法人税割額従業者数の取扱い相違点

均等割額を算出するときの従業者数と法人税割額を分割するときの従業者数は、同じくその法人から給与の支払いを受ける者の数から算定しますが、次の点について取り扱いが異なります。

	均等割額算出時の 従業者数算出方法	法人税割額分割時の 従業者数算定方法
対象となる従業者	事業所及び寮等	事業所のみ
事業年度の途中で 事業所を新設した 場合	事業年度末現在の従業者数（均等割額を算定後、月割計算をします）	事業年度末日現在の従業者数 × {新設事業所の存在月(端数切上)} ／事業年度月数(1年の場合12)} ＝分割基準従業者数(端数切上)
事業年度の途中で 事業所を廃止した 場合	事業年度末現在の従業者数（均等割額を算定後、月割計算をします）	廃止の前月末日現在の従業者数 × {廃止事業所の存在月(端数切上)} ／事業年度月数(1年の場合12)} ＝分割基準従業者数(端数切上)
アルバイト等（パート、日雇い含む） の取り扱い	事業所ごとに算出した（直前1月のアルバイト等の総勤務時間／170）の合計数を従業者数とする特例が選択できます。	アルバイト等（パートを含む）の数を勤務時間等で計算する特例はなく、アルバイト等の実人数を従業者数とします。

申告と納税について

法人市民税では、納税義務者である法人等が自ら税額を計算、申告し、申告した税額を納付します。（これを**申告納付制度**といいます。）

なお、申告納付は課税標準の算定期間中に事業所、寮等が存在していた市町村ごとに行います。一般的な法人市民税の申告には次の種類があります。

申告の種類	内 容
確定申告 (第20号様式)	提出義務者：法人税において「確定申告書」「連結確定申告書」を提出した法人 算 定 期 間：事業年度 提 出 期 限：算定期間の末日から2ヶ月後（申告期限延長の特例あり） 法人税割額：確定法人税額を課税標準とする。連結法人の場合は個別の法人ごとに算出した個別帰属法人税額を課税標準とする。 均 等 割 額：事業年度末日現在の資本金等の額および従業員数で判定
予定申告 (第20号の3様式)	提出義務者：法人税において「予定申告書」「連結予定申告書」を提出した普通法人 同「仮決算による中間申告書」を提出した連結法人(普通法人) 算 定 期 間：事業年度開始の日から6ヶ月 提 出 期 限：算定期間の末日から2ヶ月後 法人税割額：前事業年度の法人税割額 $\times$ 6 / 前事業年度の月数 $\left[\begin{array}{l} \text{リース特別控除取戻税額等} \\ \text{に係る法人税割額を除く} \end{array} \right]$ ※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度分のみ経過措置として 以下の計算式が適用されます。 前事業年度の法人税割額 $\times$ 3.7 / 前事業年度の月数 均 等 割 額：「前事業年度末日現在の資本金等の額」と「算定期間末日現在の従業員数」で求めた均等割額を、算定期間中に事業所を有していた月数で月割計算
仮決算による 中間申告 (第20号様式)	提出義務者：法人税において「仮決算による中間申告書」を提出した普通法人 算 定 期 間：事業年度開始の日から6ヶ月 提 出 期 限：算定期間の末日から2ヶ月後 法人税割額：仮決算による中間申告に係る法人税額を課税標準とする。 均 等 割 額：算定期間末日現在における資本金等の額と従業員数で求めた均等割額を、算定期間中に事業所を有していた月数で月割計算
均等割額申告 (第22号の3様式) (※の場合は第20号様式)	提出義務者：均等割額のみ納税義務のある法人（公共法人、公益法人等、人格のない社団・財団、寮等のみを有する法人など） 算 定 期 間：4月1日～3月31日（法人税確定申告書の提出する法人で市内に寮等のみを有する者※はその法人の事業年度） 提 出 期 限：4月30日（※の場合はその法人の事業年度） 法人税割額：なし 均 等 割 額：算定期間末日現在における資本金等の額と従業員数により算定する。

納期限の延長について

法人税において提出期限の延長の適用を受けている法人は、法人市民税の確定申告期限についても自動的に法人税と同じく延長されます。しかし納付については期限の延長が適用されず、事業年度終了後2ヶ月を経過した日から納付の日までで計算された延滞金が加算されます。

法人が解散した場合の申告

法人が解散した場合、申告の手続きについて次のとおりになります。

なお、清算予納申告以降は普通法人および協同組合等のみが対象になります。公益法人等と人格のない社団・財団（ともに収益事業あり）が解散後、清算中に生じた所得については通常の確定申告の方法によります。

申告の種類		内 容
解散した場合の申告	解散確定申告 (第20号様式)	解散した法人は解散の日までに生じた所得についての確定申告をします。事業年度開始の日から解散の日までを一つの事業年度とみなすこと以外は通常の確定申告と同じです。
	清算予納申告 (第21号様式) ※	提出義務者：解散後、残余財産の確定していない普通法人および協同組合等 算 定 期 間：破産手続開始決定、合併以外の理由で解散した株式会社 ⇒解散の日の翌日から1年間。2年目以降も同じ期間。 その他の普通法人、協同組合等 ⇒解散の日の翌日から本来の事業年度末日まで。2年目以降は通常の事業年度と同じ。 提 出 期 限：算定期間の末日から2ヶ月後 法人税割額：算定期間に係る確定法人税額を課税標準とする。（算定期間中にあった残余財産分配予納申告額を差し引く） 均 等 割 額：算定期間末日現在の資本金等の額および従業員数で判定 ※法人税割額は解散の日の属する事業年度中、均等割額は算定期間中に事業所、寮等を有していた市町村に申告する。
	残余財産分配 予納申告 (第22号様式) ※	提出義務者：清算中に残余財産の一部を分配しようとするときに 分配する残余財産価額＞解散時の資本金等の額および利益積立金額 に該当する普通法人および協同組合等 算 定 期 間：残余財産分配のつど 提 出 期 限：残余財産分配の前日 法人税割額：分配する残余財産価額－解散時の資本金等の額および利益積立金額 均 等 割 額：なし ※解散の日の属する事業年度中に事業所、寮等を有していた市町村に申告する。
	清算確定申告 (第22号様式) ※	提出義務者：残余財産が確定した普通法人および協同組合等 算 定 期 間：解散の日（清算予納申告をした場合はその算定期間末日）の翌日から残余財産が確定した日まで 提 出 期 限：残余財産確定日の翌日から1ヶ月または残余財産の最後の分配日の前日かどちらか早い日 法人税割額：残余財産に係る法人税額（これまでの清算予納申告の法人税割額および残余財産分配予納申告額を差し引く） 均 等 割 額：残余財産確定日現在の資本金等の額および従業員数で算定した均等割額を算定期間開始日から残余財産確定日までの月数で月割計算 ※法人税割額は解散の日の属する事業年度中、均等割額は算定期間中に事業所、寮等を有していた市町村に申告する。

※平成22年10月1日以降に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の法人税額に対する課税となりますので、法人市民税確定申告書(第20号様式)での申告になります。

法人市民税額を変更する場合の申告

一度申告した法人市民税額を変更する必要がある場合（法人市民税額が減額になる場合を除く）は修正申告をすることになります。

法人市民税額が減額となるような変更の場合は、修正申告ではなく「更正の請求」という手続きを行うことになります。

申告の種類		内容
当初よりも税額が増える場合	修正申告 (第20号様式)	法人税の修正申告や更正・決定によって法人税額が増加した場合 〔法人税の確定申告、中間申告、清算事業年度予納申告、残余財産分配予納申告、清算確定申告に係る修正申告書を提出した場合 上記の各申告に係る法人税額について更正・決定の通知を受け取った場合〕 ⇒法人税額を納付すべき日までに法人市民税の修正申告書を提出 法人税額に変更はないが、法人市民税額に不足額があるとき 〔法人市民税額に不足額のあるとき 法人市民税の各申告書に納付すべき税額を記載しなかった場合 法人市民税の更正によって納付額がなくなったが、実際には納付すべき税額があるとき〕 ⇒遅滞なく法人市民税の修正申告書を提出
	更正の請求 (第10号の4様式)	法人市民税の確定申告、中間申告、清算事業年度予納申告、残余財産分配予納申告、清算確定申告に基づくもの 〔申告書に記載した納付すべき税額が過大であるとき 申告書に記載した欠損金額等が過少であるとき。またはその記載がなかったとき 申告書に記載した還付金等の額が過少であるとき。またはその記載がなかったとき〕 ⇒該当申告書の法定申告期限から5年以内に更正の請求書を提出 法人税の更正を受けたことにより法人市民税額が過大となる場合 ⇒法人税の更正通知日から2ヶ月以内に法人税の更正通知書の写しを添付のうえ提出 ※更正の請求だけでは税額に変更されません。請求を受けた後、市が更正を行うことで税額が変更されます。

更正・決定について

更正の請求を受けた場合や税額等に明らかな誤りがある場合、市が税額を変更することを「更正」といいます。

なお、法人市民税の申告書の提出がない場合、市が自らの調査によって税額を決めることを「決定」といいます。

各種届出について

法人の設立・解散や、法人の内容について変更があった場合、市への届出が必要になります。

法人設立（設置）届出書

変更事項	添付書類	提出期限
大館市内に法人を設立した場合	定款（写）	変更のあった日から2ヵ月以内
大館市内に新規に事業所、寮等を設置した場合	登記事項証明書（写）	

法人異動届出書

次に掲げる事項に変更があった場合に提出します。

変更事項	添付書類
名称（本店商号を変更、または組織変更した場合）	登記事項証明書（写）
本店所在地	
本店以外の大館市内に有する事務所等の所在地	参考となる資料（ある場合）
代表者	登記事項証明書（写）
事業年度	定款（写）
事業種目	登記事項証明書（写）
資本金または出資金	
合併・分割※	登記事項証明書（写） 合併契約書（写） または分割契約書（写）
文書の送付先	参考となる資料（ある場合）
解散	登記事項証明書（写）
休業（事業活動の一時中断、従業員がいなくなった場合）	参考となる資料（ある場合）
事務所等の閉鎖	
清算終了	登記事項証明書（写）
連結納税法人となった場合	連結納税の承認申請の承認通知書（写） 連結納税の承認申請を提出した旨の届出書（写） 上記届出書の添付書類

※合併法人または分割承継法人が大館市に登録が必要となる場合は「法人設立（設置）届出書」も提出してください。